

「元白川小学校（元粟田小学校）跡地活用計画」及び「京都市上下水道局南部拠点整備事業」に係る手続の実施状況及び今後のスケジュールについて（第2類事業<sup>※</sup>）

- ※・建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業  
 ・建築物の延べ面積が2,000㎡以上であり、かつ、本市が実施し、又は本市が所有する土地において実施されるものに限る。

	元白川小学校（元粟田小学校）跡地活用計画	京都市上下水道局南部拠点整備事業
平成30年10月17日		配慮書案の提出 (環境影響評価手続の開始)
10月22日		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公告</li> <li>・縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ）</li> <li>・市民意見募集の開始</li> </ul>
10月30日	配慮書案の提出 (環境影響評価手続の開始)	
11月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公告</li> <li>・縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ）</li> <li>・市民意見募集の開始</li> </ul>	
11月7日	京都市環境影響評価審査会の開催（諮問及び審議）	
11月21日		<ul style="list-style-type: none"> <li>・縦覧終了</li> <li>・市民意見募集の終了</li> </ul>
12月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縦覧終了</li> <li>・市民意見募集の終了</li> </ul>	
(以降)	京都市環境影響評価審査会の開催（審議及び答申）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申を基に市長意見を作成し、文書にて事業者へ送付</li> <li>・公告</li> <li>・縦覧開始（環境管理課窓口）</li> </ul>	
	事業者から配慮書の提出	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公告</li> <li>・縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ）</li> </ul> （環境影響評価手続の終了）	

(参考) 環境影響評価 (計画段階環境配慮) の手続の流れ

